

茨城県土木部発注工事における「ICT活用の実施方針」

（目 的）

第1条 この茨城県土木部発注工事における「ICT活用の実施方針」（以下「実施方針」という。）は、県総合計画のⅣ「新しい夢・希望へのチャレンジ」において、「ICTを活用した工事件数の割合」となる数値目標を達成することにより、県内建設業界にICT施工技術を普及・拡大させ、建設現場の生産性を向上させることを目的としたものであり、土木部発注工事におけるICT活用の基本的な事項を定めるものである。

（方 針）

第2条 原則、全ての土木部発注工事において、「ICT機器による施工」かつ「情報共有システムの活用」を義務付ける。

（定 義）

第3条 「ICT機器による施工」は、次のいずれかのICT（情報通信技術）機器を利用し施工するもので、ICT機器とはマシンコントロール機能またはマシンガイダンス機能を有した「ICT建設機械」、3次元測量ができるUAVや地上型レーザースキャナー等の「ICT測量機器」及びリアルタイム映像を送信可能なカメラ機能等を有する「通信端末機器」のこととする。

2 「情報共有システムの活用」とは、受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の様々な情報を、インターネットを介して共有・交換するASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式のシステムを活用することとする。

（関係要領）

第4条 「ICT機器による施工」、「情報共有システムの活用」は、以下に示す実施要領に基づくものとし、工事発注にあたっては、対象となる工事の特記仕様書に記載するものとする。

- （1） ICT活用促進工事（土工）実施要領
- （2） ICT活用促進工事（構造物工）実施要領
- （3） ICT活用促進工事（法面工）実施要領
- （4） ICT付帯構造物設置工実施要領
- （5） ICT活用促進工事（舗装工）実施要領
- （6） ICT活用促進工事（舗装工（修繕工））実施要領
- （7） ICT活用促進工事（地盤改良工）実施要領
- （8） ICT活用促進工事「チャレンジいばらき（AR活用型）」試行要領
- （9） 建設現場における遠隔臨場に関する実施要領
- （10） 建設工事における情報共有システム実施要領

2 上記に定めないものは、必要に応じ国土交通省の定める実施要領を準用する。

附則

この実施方針は、令和5年7月1日以降起工決議をする工事から適用する。

この実施方針は、令和7年8月1日以降起工決議をする工事から適用する。